

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

該当なし

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

該当なし

(3) 教室不足の解消等を図る整備

既存特別支援学校における児童生徒の増加による教室不足の解消と、遠方からの通学による保護者等の負担軽減を図るなど、教育環境を改善する必要があることから、新たに特別支援学校の校舎等を整備する。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

太陽光発電設備を整備し、教育環境の質の向上を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

工業、商業、農業、総合高校に実習施設を整備し、産業教育の充実を図る。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		校
中学校		2 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		16 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚園を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		93 校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有り	令和3年4月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有り	平成30年1月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

目標達成について検証し、事業効果と共にホームページ等にて公表予定。

